

令和2年度原子力規制委員会政策評価実施計画

令和2年3月4日
原子力規制委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条及び原子力規制委員会政策評価基本計画（令和2年 月 日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力規制委員会が令和2年度において行う事後評価の実施計画を下記のとおり定める。

記

1. 計画期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間とする。

2. 事後評価の対象とする政策

- ① 原子力規制委員会が行った政策の全てを対象とし、共通の目的を有する施策のまとまりごとに評価を実施する。具体的には、令和元年度原子力規制委員会の政策体系（平成31年3月27日原子力規制委員会決定）（別添）のI～VIを対象とする。
- ② 事前評価を実施した規制の新設又は改廃を目的とする政策のうち、原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成25年12月1日施行）を対象とし、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。）等に基づき実施する。

3. 令和元年度実施政策に係る事後評価の実施方法

- ① 政策の主管課等は、令和元年度実施政策について、令和元年度実施施策に係る事前分析表（令和元年8月21日原子力規制委員会決定）において設定した指標等によって測定を行い、各政策等に係る現状及び課題等の分析を踏まえて事後評価を行う。
- ② 長官官房総務課は、政策立案参事官の調整の下、原子力規制委員会マネジメント規程（令和元年12月18日原子力規制委員会決定）第16条に基づき実施するマネジメントレビューの結果を踏まえ、政策評価書（案）を取りまとめ、政策評価懇談会の意見を求め、原子力規制委員会での審議及び決定を経た後、8月までを目途に政策評価書を公表する。
- ③ 公表後に原子力規制委員会のメールフォーム等を通じて国民から寄せられた政策評価書に関する意見・要望については、関係する主管課等で適切に活用する。
- ④ エビデンスに基づく政策立案の推進の観点から、政策立案参事官の調整の下、事後評価の結果は今後の施策の企画立案及び予算要求等において活用することとし、PDCAサイクルを適切に機能させていくことに努める。

以上

令和元年度政策体系

政策目標（組織目標）：原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

施策目標		PDCA管理番号
I 原子力規制行政に対する信頼の確保		
1.	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組	I.1
2.	組織体制・運営等の継続的改善	I.2
3.	国際社会との連携	I.3
4.	法的支援、訴訟事務等の実施	I.4
5.	その他	I.5
II 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施		
(原子炉等規法関係)		
1.	原子炉等規制法に係る審査の厳正かつ適切な実施	II.1
2.	原子炉等規制法に係る検査等の厳正かつ適切な実施	II.2
3.	最新知見に基づく規制制度の策定、見直し	II.3
4.	安全と核セキュリティと保障措置の調和	II.4
(放射線障害防止法関係)		
5.	放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施	II.5
6.	その他	II.6
III 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等		
1.	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視	III.1
2.	東京電力福島第一原子力発電所事故の分析	III.2
3.	東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における環境放射線モニタリングの実施	III.3
4.	その他	III.4
IV 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築		
1.	最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善	IV.1
2.	国内外の最新知見情報に関する収集・分析と規制活動への反映	IV.2
3.	安全研究の推進	IV.3
4.	原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進	IV.4
5.	その他	IV.5
V 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施		
1.	核セキュリティ対策の強化	V.1.
2.	保障措置の着実な実施	V.2
3.	その他	V.3
VI 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化		
1.	最新知見に基づく放射線防護対策に係る技術的基準の改善	VI.1
2.	放射線モニタリングの実施・技術的検討	VI.2
3.	危機管理体制の充実・強化	VI.3
4.	その他	VI.4

※1. 「その他」については、必要に応じて年度業務計画に定めるものとする。

※2. 政策評価実施単位は、I～VIとする。